

令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源の漁獲可能量のうちくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	目安数量 578 トン
するめいか	全ての 漁業	左記漁業がする めいかの採捕を 行う全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	目安数量 594 トン
くろまぐろ （小型魚）	全ての 漁業	中西部太平洋条 約海域	漁獲量の 総量	86.925 トン	4.575 トン （5%）を県 の留保とす る
くろまぐろ （大型魚）	全ての 漁業	中西部太平洋条 約海域	漁獲量の 総量	72.010 トン	3.790 トン （5%）を県 の留保とす る